公職選挙法施行規則の改正（押印義務見直し等）のポイント

１　改正の概要

これまで届出書類等を受理するにあたり、その真正性の確認のため一律に書面への記名押印を求めていたが、その義務付けを廃止し、本人等確認書類の提出等の新たな追加措置（※）により、『①記名のみ』、『②記名押印』や、『③署名』等、届出者等が自らにとって最も簡便な方法を選択し、届出等を行うことができるようになった。

２　新たな追加措置（※）とは（→様式の備考欄）

|  |
| --- |
| Ａ　候補者本人が届け出る場合にあっては  →　本人確認書類の提示又は提出を、  Ｂ　その代理人が届け出る場合にあっては  →　委任状の提示又は提出  及び  →　当該代理人の本人確認書類の提示又は提出　を行うこと。  Ｃ　ただし、候補者本人の署名その他の措置（署名、記名押印、電話確認等）がある場合はこの限りではない。 |

３　氏名欄の書き方による本人確認書類等の必要の有無

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名欄の書き方 | 届出をする者 | 必要事項 |
| ①記名のみ | （Ａ） 本人が届出 | 候補者の本人確認 |
| （Ｂ） 代理人が届出 | 委任状＋代理人の本人確認 |
| ②記名押印（C）  ③署名（C） | 本人等確認書類の提出等は不要 | |

４　書類の訂正方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 届出名義人 | 訂正方法 |
| 立候補の届出書類  諸届 | 候補者 | 名義人訂正　⇒名義人署名又は名義人押印  代理人訂正①⇒名義人押印  代理人訂正②⇒代理人署名又は代理人押印  ※収支報告書を訂正する際は、訂正日を収支報告書に記載する。 |
| 収支報告書 | 出納責任者 |
| 証票交付申請書  (候補者) | 候補者 |
| 証票交付申請書  (後援団体) | 後援団体  代表者 |

※氏名欄の書き方や書類の訂正方法については、選択制ですので、候補者側にとって、

最も簡便と思われる方法で届出等を行ってください。